

# 国立大学法人北海道国立大学機構ハラスメント及び性暴力等防止宣言

令和6年4月1日

理 事 長 長谷山 彰  
小樽商科大学長 穴 沢 真  
帯広畜産大学長 長 澤 秀 行  
北見工業大学長 榮 坂 俊 雄

## 《ハラスメント及び性暴力等防止宣言》

北海道国立大学機構は、商学・農学・工学を担う国立大学の結束と产学官金の強力な連携により、学びの探求と実践力の向上に意欲と情熱を持つ多様な学生・社会人が、国内外から北海道に数多く集う「実学の知の拠点」を形成し、ステークホルダーの期待に応えて社会の発展に貢献することを目標としています。また、令和6年度は新体制の下、設立から3年目を迎えて飛躍の年でもあります。

大学は学問と良識の府であり、自由と平等の理念の下、そこに集う人々の多様な個性と価値観が尊重され、共に良く生き、豊かな人生を送るために必要な知性を育み、社会の健全な発展に貢献する新たな知を創造する場でなければなりません。

そして、そのためには全ての構成員が、等しく尊重され、自己の尊厳を守ることができるよう教育、研究、就労及び修学上の環境を改善する不断の努力を行うことが重要であると考えます。

ハラスメント及び性暴力等は、被害者に身体的、精神的苦痛若しくは不利益を与え、教育、研究、就労及び修学上の環境を悪化させる行為です。

北海道国立大学機構は、構成員全ての人格を尊重し、ハラスメント及び性暴力等の徹底的な防止と根絶に取り組むとともに、健全で快適なキャンパス環境を維持します。また、ハラスメント及び性暴力等とみなされる行為が発生した場合には、被害者を保護・救済しつつ、同様の行為が繰り返されないよう再発防止策を講じるとともに、ハラスメント又は性暴力等を行った者については、厳正に対処することをここに宣言します。

## 《ハラスメント及び性暴力等防止のための基本方針》

- (1) 教職員、学生へのハラスメント及び性暴力等に対する認識の啓発活動の強化のため、「北海道国立大学機構ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程」及び「北海道国立大学機構ハラスメント及び性暴力等の防止等に関するガイドライン」を周知徹底するとともに、研修等を実施し、ハラスメント及び性暴力等に関する理解の深化に努めます。
- (2) 安全かつ迅速な対応が可能なハラスメント及び性暴力等の相談、申立て体制を構築するとともに、相談者、申立て人及び問題解決の手続きに関わった構成員のプライバシーを守り、不利益が生じないことを徹底します。
- (3) ハラスメント及び性暴力等の相談を受ける相談員に対して、求められる知識・スキル、役割及び責任について認識を深めるための研修等の実施に努めます。
- (4) ハラスメント又は性暴力等に起因する問題が生じたときは、問題解決のために必要な措置及び被害者救済を迅速かつ適切に行うとともに、事実関係等を調査し、事実が確認できた場合は、加害者に対して厳正に対処します。

ハラスメント及び性暴力等とは

○セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動により、相手方に身体的、精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上、就労上及び修学上の環境を悪化させることをいう。

○アカデミック・ハラスメント

教育上若しくは研究上の地位又は人間関係などの優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、教育、研究の適正な範囲を超えて、劣位にある相手に対して不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、相手に身体的、精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上及び修学上の環境を悪化させることをいう。

○パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることをいう。

○妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する制度又は措置の利用を阻害し、他の構成員に就業上又は修学上の不利益、損害等を与える言動並びに妊娠・出産等に関する嫌がらせ等により他の構成員に就業上又は修学上の不利益、損害等を与える言動をいう。

○その他のハラスメント

構成員及び関係者が、他の構成員及び関係者に対して行う、職務上又は修学上の優越的地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為のうち第6号から前号まで以外のものをいう。

○性暴力等

理由及び相手との関係性を問わず、同意のない性的な行為を強要する行為をいい、これにはセクシュアル・ハラスメントを含むものとする。